

地方公務員法第58条の2及び南房総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成22年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成23年12月1日

南房総市長 石井 裕

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 採用及び退職の状況 (単位：人)

職 種	平成22年度採用者数	平成22年度退職者数				合 計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他 (死亡等)	
一般行政職	8	15	9	4	0	28
保育士職	0	0	1	0	0	1
幼稚園教諭	2	0	2	0	0	2
技能労務職	3	1	0	1	0	2
医師職	0	0	0	1	0	1
看護師職	1	0	0	0	0	0
合 計	14	16	12	6	0	34

### (2) 部門別職員数の状況 (単位：人)

部 局	平成22年4月1日現在	平成23年4月1日現在
市 長	420	409
教育委員会	129	118
農業委員会	5	5
議会事務局	6	6
監査事務局	2	2
選挙管理委員会	1	1
病 院	37	37
水 道	24	24
合 計	624	602

注1) 常勤の教育長を含みます。

### (3) 年齢別職員数の状況 (単位：人)

年齢 (歳)	18～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55以上	合計
H22.4.1 現 在	11	51	100	108	73	90	84	107	624
H23.4.1 現 在	6	48	93	111	78	94	66	106	602

注1) 常勤の教育長を含みます。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
	人	千円	千円	千円	%
平成22年度	42,943	24,179,619	1,049,308	4,636,824	19.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費(B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	539	2,079,415	230,413	740,617	3,050,445	5,659

注：職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成22年4月1日現在の普通会計関係に属する職員数です。

### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

職種	平成22年4月1日現在				平成23年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与月額(円)			平均年齢	平均給与月額(円)		
		給料	諸手当	計		給料	諸手当	計
一般行政職	44歳 8ヵ月	383,694	344,530	39,164	43歳 5ヵ月	377,133	337,896	39,237
技能労務職	48歳 0ヵ月	252,391	237,051	15,340	47歳 2ヵ月	272,548	245,159	27,390
教育職	40歳 4ヵ月	321,357	309,831	11,526	39歳 1ヵ月	316,358	304,937	11,421

### (4) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		南房総市	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	技能職員	137,200円	—
	労務職員	133,100円	—

### (5) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 副主査	係長 主査	課長補佐 副主幹	支所長 課長 主幹	部長	
職員数	4	46	72	65	39	78	59	11	374
構成比	1.1%	12.3%	19.3%	17.4%	10.4%	20.9%	15.8%	2.9%	100.0%

(6) 職員の手当の状況

・期末手当・勤勉手当

1人あたり平均支給額(平成22年度)	1,362千円	
平成22年度支給割合	期末手当 勤勉手当	2. 60月分 1. 35月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 (5%~20%)	

・退職手当(平成23年4月1日現在)

区 分		自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人あたり平均支給額		6,480千円	27,653千円

注：退職手当の1人あたり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

・特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)	5,753千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	179,781円
手当の種類	10種類
代表的な 手当の名称	塵芥処理作業手当・塵芥処理事務手当・収集業務手当・処理業務手当など

・時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	61,044千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成22年度決算)	113,254円

・その他の主な手当(平成23年4月1日現在)

扶養手当	・配偶者	13,000円
	・配偶者以外の扶養親族 (職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については11,000円)	1人につき6,500円
	・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円加算
住居手当	・借家・借間の場合(月額12,000円を超える家賃支払い者) 家賃月額に応じて、月額27,000円を限度に支給	
	・自己所有住宅の場合(世帯主)	月額3,000円
通勤手当	・交通機関など利用者 最長期間の運賃負担額に応じて、月額55,000円を限度に支給	
	・交通用具など利用者 通勤距離に応じて、月額24,500円を限度に支給	

・特別職の報酬などの状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当	退職手当
給料	市長	830,000円	(平成23年度支給割合) 6月期 1.875月分 12月期 2.025月分 計 3.90月分	830,000円×在職月数×0.35 694,000円×在職月数×0.25
	副市長	694,000円		
報酬	議長	413,000円		
	副議長	360,000円		
	議員	337,000円		

注：平成19年3月31日に在職していた市長の退職手当については当該任期に限り従前の支給率(0.45)を適用します。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成23年4月1日現在)

開始時間	終了時間	休憩時間	勤務時間
8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	7時間45分

注：平成22年1月1日条例改正(改正前：終了時間17時30分、勤務時間8時間)

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数の状況(平成22年度) (単位：人)

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0	0	5	0	5

(2) 懲戒処分者数の状況(平成22年度) (単位：人)

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
3	3	1	0	7

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成22年1月1日～平成22年12月31日)

平均取得日数	消化率
8.8日	22.2%

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況(平成22年度)

区 分	育児休業取得者数(人)	部分休業取得者数(人)
男性職員	0	0
女性職員	13	0
合 計	13	0

(3) 介護休暇の取得状況(平成22年度)

区 分	介護休暇取得者数(人)
男性職員	0
女性職員	0
合 計	0

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の実施状況(平成 22 年度)

区分	受講者数(人)	備 考
広域研修	38	安房郡市広域市町村圏事務組合が行う研修 (新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修、 課長補佐・係長研修、現業職員研修、接遇研修)
派遣研修	88	千葉県自治研修センターが行う研修 市町村アカデミーが行う研修 自治大学校が行う研修など

### (2) 勤務成績の評定の状況

平成 22 年 4 月 1 日における定期昇給においては、評定期間（1 年間）の全期間を通して勤務した者については、昇給（標準 4 号給、55 歳以上については 2 号給）を実施しています。（病気等の休業のあった者については下位区分（0～3 号給）に決定。）

## 7 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 職員健康管理に関する状況

職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防健康診断、メンタルヘルス対策として心の健康相談などを実施しています。

### (2) 共済制度

職員の掛金と事業主である市町村の負担金で運営されている千葉縣市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の制度により、福祉事業の一環として下記のような事業を実施しています。

- ・ 健康管理のための生活習慣病予防健診、人間ドックの利用制度
- ・ 家族の生活安定のための出産療養等給付事業
- ・ 家族の生活安定のための健康保持、心身のリフレッシュのための宿泊施設の運営

### (3) 互助会制度

県内市町村等にて組織された千葉縣市町村職員互助会に加入しています。

#### ア) 運営

職員の掛金と市町村の負担金により運営されています。

■職員掛金（個人負担） 給料月額×5.5/1,000

■市負担金（公費負担） 給料月額×5.5/1,000

#### イ) 主な事業内容

各種給付事業、厚生事業（保険事業）

#### ウ) 支出状況（平成 22 年度）

区分	支出額	備考
職員掛金	1,051 千円	人数：578 人
市負担金	1,051 千円	

**8 公平委員会の業務の状況(平成 22 年度)**

- (1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項  
該当する案件なし
  
- (2) 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項  
該当する案件なし